

介護報酬算定に係る体制等に関する届出書の必要書類

居宅介護支援

○届け出が毎月15日以前に市に受理された場合 → 翌月から算定

○届け出が毎月16日以降に市に受理された場合 → 翌翌月から算定

提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

添付書類

事 項	添 付 書 類
LIFE への登録	なし
情報通信機器等の活用の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ K4304 情報通信機器等の活用等の体制に関する届出書 ・ 事務職員の配置がわかる勤務形態一覧表 ・ 情報通信機器等を活用していることがわかる資料
特定事業所集中減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業所集中減算算定表
特定事業所加算 加算Ⅰ・加算Ⅱ・加算Ⅲ 加算A	<ul style="list-style-type: none"> ・ K4301 特定事業所加算に関する届出書 ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・ 主任介護支援専門員資格証及び介護支援専門員資格証の写し ・ 利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした定期的な会議の開催の状況がわかる書類（直近1月分） ・ 運営規程又は重要事項説明書（24時間連絡可能な体制についての記載） ・ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加状況がわかる書類 ・ 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していることがわかる書類 ・ 特定事業所集中減算算定表 ・ 実習受け入れの状況がわかる書類 ・ 他法人の居宅介護支援事業所と共同開催した事例検討会、研修会等の開催状況が分かる書類
特定事業所医療介護連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ K4303 特定事業所医療介護連携加算に関する届出書
ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ K4302 ターミナルケアマネジメント加算に関する届出書

(注)

1. 算定要件を満たさなくなる場合は、速やかに届け出を行うとともに、その事実が発生した日から加算の算定は行わないでください。
2. 重複する添付書類は、一部のみ提出してください。
3. 上記に掲げる添付書類以外にも、確認のために必要書類の提出を求める場合があります。